



Nihon Fukushi University

1 年生用

2026年度 留学生ハンドブック

International students Handbook 2026 for 1st-year students



学籍番号

名前

日本福祉大学 学生課
2026 年度版（2026 年 3 月発行）

はじめに

「2026 年度留学生ハンドブック」は、
留学生のみなさんの大学生活で大切なことが書いてあります。

このハンドブックを読んでいないことで、困ることがあっても、
大学は助けることができません。

分からないことは、必ず確認してください。

もくじ

はじめに.....	2	4. 学費.....	11
もくじ.....	2	学費納付期限	
		学費納付方法	
		学費の金額（いつ、何をする）	
2. 大学の窓口.....	3	5. 日本福祉大学の経済援助.....	12
留学生サポート		私費外国人留学生等特別奨励金	
その他学内窓口		私費外国人留学生学費減免	
1. 提出書類.....	4	年間学費シミュレーション	
必ず大学に出す書類		6. 外部の奨学金.....	14
変更の届出		奨学金募集の案内	
3. 在留資格に関すること.....	6	奨学金に選ばれるためのルール	
留学生の在留資格		7. 住まい.....	16
在籍確認について		アパート	
在留カードに関する大事なこと		留学生住宅総合補償（留補償）	
在留資格「留学」に関する大事なこと		引っ越しをしたときの手続き	
在留期間の更新		引っ越すときのチェックリスト	
資格外活動（アルバイト）のこと		＜参考＞外国人留学生の地域生活にかかわる情報	
申請取次手順		8. その他.....	18
再入国許可について		マイナンバーカード	
名古屋出入国在留管理局の場所と相談場所		国民健康保険	
		国民年金	
		日本福祉大学外国人留学生の学生処分に係る細則	

1. 大学の窓口

留学生サポート

大学は、留学生のみなさんをサポートします。困ったときは相談してください。



専用窓口 留学生担当

学生課 (美浜キャンパス 研究本館1F)

☎ 0569-87-2323

✉ gakusei-shien-2@ml.n-fukushi.ac.jp

国際課 (東海キャンパス 中央部 1F)

☎ 0562-39-3811

✉ i-office@ml.n-fukushi.ac.jp

半田事務室 (半田キャンパス 事務管理棟1F)

☎ 0569-20-0111

✉ handa@ml.n-fukushi.ac.jp

病気で2日以上休む、事件や事故などトラブルにあったときはすぐに大学に連絡してください。

その他学内窓口



日本福祉大学窓口案内



【窓口時間】 10:00～17:00			
こうもく 項 目	みはま 美浜キャンパス	とうかい 東海キャンパス	はんだ 半田キャンパス
せいかつ 学生生活	がくせい 学生課	じむしつ 東海事務室（国際課）	じむしつ 半田事務室
もの 物をなくした／拾った			
学費			
こうぎりしゅう じゅぎょう しけん しょうめいしょ 講義履修、授 業、試験、証 明 書	みはまじむしつ 美浜事務室		
そつぎょうようけん しんきゅうようけん しかく 卒 業要件、進 級要件、資格			
しゅうしょくかつどう 就 職 活 動	かいはつか キャリア開発課		
がくしゅうないよう 学 習 内容のサポート	がくぶ しどうきょういん 学部事務室、指導 教 員		
日本語学習のサポート	きょういく 日本語 教 育センター		
がくひげんめん しょうがくきん 学費減免、奨 学 金	学生課		
たいちょう わる けんこう 体 調が悪い、健康診断について	ほけんしつ 美浜保健室	東海保健室	半田保健室

2. 2026年度提出書類

かならず大学に出す書類



提出期限：4月10日（金） ※毎年度提出、追加や変更があった時も提出

確認	届出内容	提出先
☐	留学生情報	Speed Visa 
☐	在留カード・パスポートなど	Speed Visa 
☐	「日本福祉大学私費外国人留学生学費減免」申請書 (所定様式)	各キャンパス窓口 美浜：学生課、東海：国際課、半田：半田事務室

提出期限：5月15日（金） ※毎年度提出、追加や変更があった時も提出

確認	提出書類	提出先
☐	アルバイト雇用内容証明書（所定様式）※	各キャンパス窓口 美浜：学生課、東海：国際課、半田：半田事務室

※ アルバイトが何個もある場合は、すべてのアルバイト先のものがが必要です。

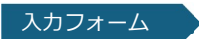
提出期限：6月10日（水）

確認	提出書類	提出先
☐	令和8年度（令和7年分）所得証明書※	Speed Visa 
☐	国民健康保険被保険者証／ 「国民健康保険料納付状況説明書」や「納税 証明書」など	Speed Visa 

※ 2026年1月1日に住んでいた市役所で、6月ごろから受け取れます。所得証明書が発行できない・期限に間に合わないときは、すぐに大学に相談してください。



変更があったら提出してください。

提出時期	提出書類	提出先
在留カードが新しくなったとき 	☐ 在留カード※1 ☐ パスポート※1	・ Speed Visa 
引っ越しをしたとき 	☐ 「nfu.jp- こじんせってい 個人設定」で変更 ☐ 在留カード ※1	①nfu.jp 個人設定は nfu.jp で変更し、各キャンパス窓口に出ること （学生課・東海事務室・半田事務室） ②Speed Visa も更新すること 
アルバイトが変わったとき／ アルバイトを増やしたとき 	☐ アルバイト雇用内容証明書 （所定様式）	・各キャンパス窓口 （学生課・国際課・半田事務室）
日本国外への渡航をする時 （一時帰国、旅行など） 	☐ かいがいとこうとどけ 海外渡航届 （2週間前までに提出）	・ フォーム  

※1 在留カードとパスポートは、フォームで写真を送った後に窓口で原本を見せてください。



- ・うそをついてはいけません。
- ・友達が代わりに出してはいけません。

3. 在留資格に関すること

留学生の在留資格

みなさんが日本福祉大学で留学生として勉強するために必要な在留資格は「留学」です。

これは、「大学に行って、授業に出て、勉強すること」のために日本に^{ゆる}いることを許されたものです。

在籍確認について

大学では、留学生のみなさんを^{かんり}管理します。そのため、毎月在籍確認をします。毎月、必ず窓口に来てください。



毎月の確認を忘れると下のようになります。

- 「^{しよざいふめいしゃ}所在不明者（あなたがどこにいるかわかりません）」と出入国在留管理局と文部科学省に報告します。
- 大学の決まりによって、^{きび}厳しく注意します。大学をやめさせられます。

在留カードに関する大事なこと

- いつも持ち歩くこと
- 引っ越しをしたら、14日以内に市役所で手続きをすること
- 新しいカードになったら、大学に提出すること



在留資格「留学」に関する大事なこと

大学では、留学生の状況を出入国在留管理局と文部科学省に^{ほうこく}報告をしています。

みなさんが、在留資格「留学」の活動をしていないと、大学は留学生を入れることができなくなります。そうすると、みなさんは日本にいれなくなります。



在留資格の取り消し

- うそや^{ふせい}不正な申請
- 「留学」以外の活動
- 理由なく、「留学」の活動を3か月しない



審査が厳しくなります

- 国民健康保険料を払っていない
- 成績が悪い
- ^{しかくがいかつどういはん}資格外活動違反（アルバイトの時間を守っていないなど）



即帰国

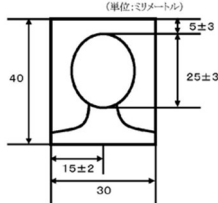
- 退学・^{じよせき}除籍、卒業した
- 休学中



在留カードの更新は、ビザが切れる3か月前からできます。申請する人は、留学生担当に相談してください。
大学がみなさんの代わりに申請することもできます。（申請取次→p.8）

出入国在留管庁 HP



在留期間更新許可申請	
☐ 在留期間更新許可申請書 (所属機関作成用 1~2)	以下の書類をすべて確認した後、大学で発行します。
☐ 在留期間更新許可申請書 (申請人作成用 1~3)	 在留資格変更許可申請書 様式(PDF)  在留期間更新許可申請書 様式(PDF)
☐ 写真 1 枚	 ・たて 4cm × よこ 3cm ・6 か月以内に撮影されたもの ・うらに氏名と生年月日を記入
☐ 成績証明書	新入生は前課程（前の学校）の成績証明書
☐ 在学証明書（または入学許可書）	
☐ パスポート、在留カード	
☐ 手数料納付書	 様式(PDF)
☐ 手数料（6,000 円分の収入印紙）	申請時に大学に確認してください。
☐ （経費支弁書）	※提出を求められた場合のみ <在学中に必要なお金（学費・生活費など）の支払い方法> 母国からの仕送りの場合： 送金内容がわかる書類（国際送金計算書など） アルバイト収入の場合： 雇用証明書、給与明細（直近1年分）通帳全ページ
☐ （事由書【書式自由】）	※成績不振（年間の取得単位数が 30 単位以下等）の場合のみ

※本学は適正校です。「a.適正校（在籍管理優良校を含む）である旨を受けた機関」の必要書類を確認してください。

しかくがいかつどう 資格外活動（アルバイト）のこと

「留学」のビザは、勉強するためのものです。そのままでは、働くことはできません。アルバイトをしたい人は、「資格外活動許可」をもらってください。在留許可申請書と一緒に申請してください。

大学がみなさんの代わりに申請することもできます。やりたい人は相談してください（申請取次→p.9）

ざいりゅうまかんこうしんきょかしんせい 在留期間更新許可申請		
☐ パスポート、在留カード		
☐ 資格外活動許可申請書	Speed Visa	

- アルバイトができる時間は、1週28時間以内（長期期間は1週40時間、1日8時間以内）です。

大学で定める長期期間

夏季	8月4日～9月6日
冬季	12月27日～1月4日
春季	1月26日～3月28日



- 決められた時間より長く働くこと
- 風適法（パチンコ、ゲームセンター、性風俗店など）の場所で働くこと
※清掃、皿洗い、呼び込みなども禁止

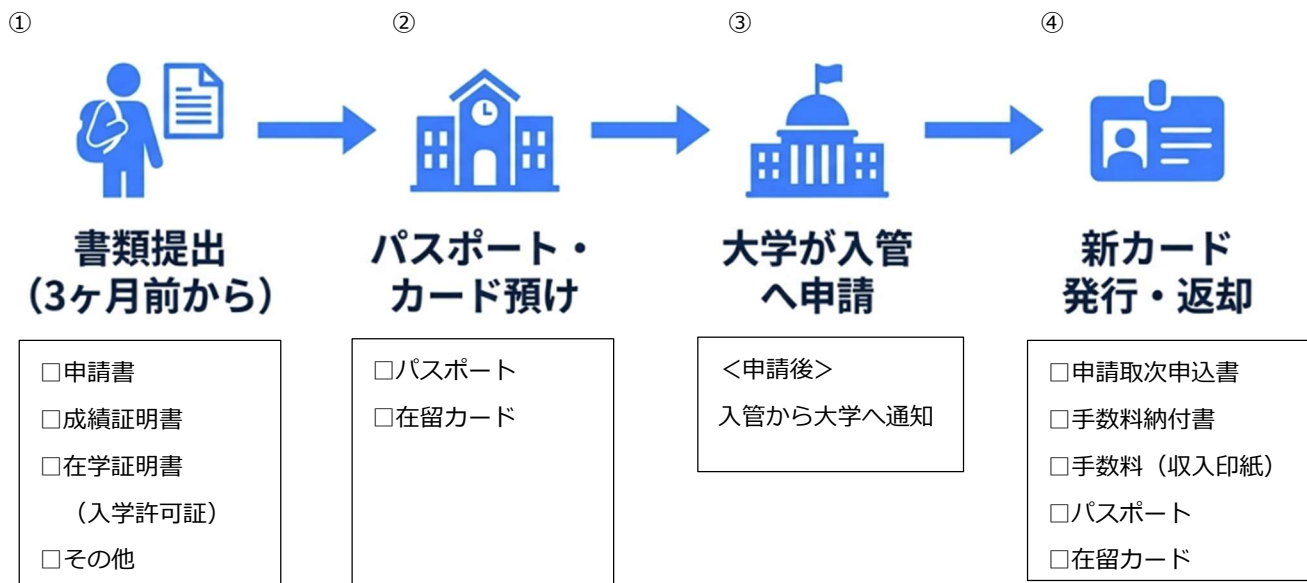
ルールを破ると…「不法就労」という犯罪になります。捕まって罰金を払ったり、国へ帰らされたりされます。



申請取次手順

みなさんの代わりに、大学が入国管理局へ行って、更新したり、種類を変えたりする手続きをします。

在留期限の3か月前から申請できます。早めに準備して、大学の窓口にご相談してください。



2026 年度申請取次日＜予定＞

※日程の変更は、メールでお知らせします。

	① 書類提出期間 しゅるいていしゅつ	② パスポート・在留カードあずかり日	③ 申請取次日 しんせいとりにつぎ	④ パスポート・在留カード返却日 へんきゃく
4 月	2 日(木)～3 日(金)	6 日(月)	7 日(火)	9 日(木)
5 月	7 日(木)～8 日(金)	11 日(月)	12 日(火)	14 日(木)
6 月	4 日(木)～5 日(金)	8 日(月)	9 日(火)	11 日(木)
7 月	2 日(木)～3 日(金)	6 日(月)	7 日(火)	9 日(木)
8 月	7/30 日(木)～31 日(金)	3 日(月)	4 日(火)	6 日(木)
9 月	3 日(木)～4 日(金)	7 日(月)	8 日(火)	10 日(木)
10 月	1 日(木)～2 日(金)	5 日(月)	6 日(火)	8 日(木)
11 月	5 日(木)～6 日(金)	9 日(月)	10 日(火)	12 日(木)
12 月	3 日(木)～4 日(金)	7 日(月)	8 日(火)	10 日(木)
1 月	7 日(木)～8 日(金)	12 日(火)	13 日(水)	15 日(金)
2 月	4 日(木)～5 日(金)	8 日(月)	9 日(火)	12 日(金)
3 月	4 日(木)～5 日(金)	8 日(月)	9 日(火)	11 日(木)

さいにゅうこくきょか 再入国許可について

日本から外に出るとき、日本に戻る予定がある人は、2週間前までに海外渡航届を提出してください。

また、再入国許可については、下のどちらかを選んで申請してください。



海外渡航届

1) みなし再入国許可

日本を出てから1年以内に戻る人。

空港で「再入国用のカード」を書きます。「みなし再入国許可」にチェックをして、係の人に見せてください。

2) 再入国許可

日本を出てから1年以上戻らない人。

入管に行って申請してください。「再入国許可」は1回だけのものと、期間の間であれば何回も使えるものがあります。

名古屋出入国在留管理局の場所と相談場所

《名古屋出入国在留管理局》

場 所：〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5丁目18番

※申請窓口は建物の2階

交通手段：あおなみ線「港北」駅より歩いて1分

名古屋市バス「港北駅」バス停から歩いて1分

電話番号：0570-052259（IP電話・海外：052-217-8944）

開庁時間：平日 午前9時～午後4時

（祝祭日、年末年始は開いていません）

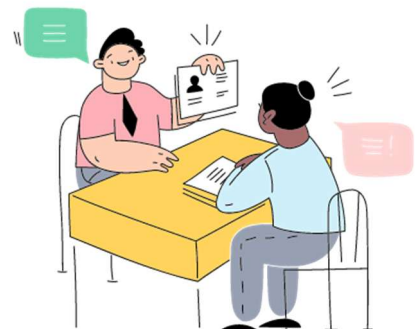
《外国人在留総合インフォメーション》

在留資格にかかわる手続きについて、日本語、英語、韓国語、中国語などで相談できます。

場 所：名古屋出入国管理局1階窓口

電話番号：0570-013904（IP電話・海外：03-5796-7112）

窓口時間：平日 午前8時30分～午後5時15分



4. 学費

学費納付期限

前期：4月30日 後期：10月31日



学費を分けること（ぶんのう分納）や期限を延ばすこと（えんのう延納）はできません。

学費を期限までに払わなかった場合、

1. がくひげんめんとけ学費減免を取り消します
2. がいふしょうがくきん外部奨学金の申し込みはできません
3. がいふしょうがくきんさいよう外部奨学金の採用を止めます

学費納付方法

振り込み用紙は、前期4月はじめ・後期9月中旬ちゅうしゅんに送ります。銀行で支払ってください。海外から払う場合は、留学生担当窓口
に相談してください。

学費の金額（いつ、何をする）

いつ		何をする				
2027 年	10 月 31 日まで	後期学費〔授業料・施設維持費・同窓会費〕を払います。				
		・日本語能力試験 N1 をもっている人（65%減免）				
			社会福祉／ 教育・心理	スポーツ	経済／ 国際	工学
		後期	254,375	342,000	259,375	350,125
		・日本語能力試験 N1 をもっていない人（50%減免）				
	社会福祉／ 教育・心理	スポーツ	経済／ 国際	工学		
後期	320,750	409,500	325,750	423,250		
		※入学前に 1 年間の学費を払った人は、払いません。				
		※入学前に払った前期学費は入学金などが入っています。後期学費と金額は違います。				
2028 年 ～	4 月 30 日まで	暫定学費（仮の金額）〔授業料 40%・施設維持費・同窓会費〕の年額か前期を払います。				
			社会福祉／ 教育・心理	スポーツ	経済／ 国際	工学
		年額	730,000	909,000	740,000	944,000
		前期	365,000	454,500	370,000	472,000
6 月～6 月 31 日まで		学費減免の結果がわかります。 <u>学費減免の結果によっては、6 月 31 日までに追加で学費を払います。</u> 詳しいことは、学費減免決定通知書を見てください。				
10 月 31 日まで		後期学費を払います。				

5. 日本福祉大学の経済援助

し ひ がいこくじんりゅうがくせいとうとくべつしょうれいきん 私費外国人留学生等特別奨励金

〔給付金額〕 10 万円

〔申請資格〕 下のすべてに当てはまる人

- ・在留資格「留学」「家族滞在」「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかをもっている人
- ・入学前年度から 4 年生 9 月までに、日本語能力試験 N1 に合格した人

〔申請書類〕 下を決められた期限までに提出すること。

- ・申請書（所定様式）
- ・日本語能力試験合否結果通知書（原本）

〔申請時期〕 9 月頃に nfu.jp 掲示板でお知らせします。

〔申請回数〕 在学中 1 回のみ

し ひ がいこくじんりゅうがくせいがくひげんめん 私費外国人留学生学費減免

〔対 象〕 学部生（正課生）

〔減 免 率〕 1 年生：50%（N1 もっている人は 65%）

2 年生～4 年生：授業料の 0～50%（N1 もっている人は 0～65%）

〔申請資格〕 下のすべてに当てはまる人

- ・在留資格が「留学」の人
- ・人物・成績がよい学生で期限までに学費を払っている人
- ・経済的に困っている人（前年度の 1 年間の収入で見ます）

〔申請書類〕 下を決められた期限までに提出すること。

- ・「日本福祉大学私費外国人留学生学費減免」申請書・誓約書（所定様式）
- ・前年の所得証明書

〔申請時期〕 毎年 4 月

〔申請回数〕 標準修業年限と同じ回数（＝新入生 4 回、2 年次編入生 3 回）

〔減免率計算方法〕

- 1 年生と編入学 1 年目は、50%減免。（日本語能力試験 N1 を持っている人は、65%減免）
- 成績の対象：2・3 年生は前年度、4 年生は 1 年次～3 年次のすべて
- 「修得単位数（要卒単位）」と「成績評価係数（GPA）」から、下の表に当てはめて減免率を出す。

		単位数				
		V	IV	III	II	I
GPA	V	65%＊	40%	30%	20%	0%
	IV	50%	30%	20%	20%	0%
	III	30%	30%	15%	0%	0%
	II	30%	30%	15%	0%	0%
	I	20%	15%	0%	0%	0%

＊日本語能力試験 N1 を持っていること。もっていない人は 50%減免。

ねんかんがくひ
年間学費シミュレーション（2027年度～）

※ 学費（授業料＋施設維持費＋同窓会費）

	0%	20%	30%	35%	40%*	50%	55%	65%
社会福祉／ 教育・心理	1,084,000	907,000	818,500	774,250	730,000	641,500	597,250	508,750
スポーツ	1,269,000	1,089,000	999,000	954,000	909,000	819,000	774,000	684,000
経済／国際	1,094,000	917,000	828,500	784,250	740,000	651,500	607,250	518,750
工学	1,334,000	1,139,000	1,041,500	992,750	944,000	846,500	797,750	700,250

* 暫定学費（仮の学費）



学費減免取り消し

- 学費減免を申し込む条件があてはまらなくなったとき
- 休学するとき
- 成績がとて悪くなったとき
- 期限までに学費を払わなかったとき

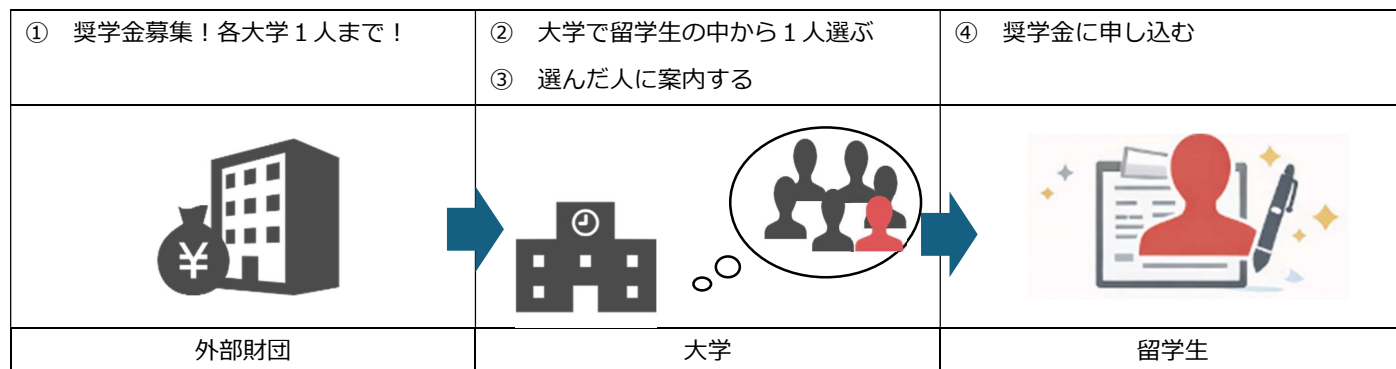


6. 外部の奨学金

奨学金募集の案内

奨学金のお知らせが大学に届いたら、大学からみなさん nfu.jp 掲示板やメールでお知らせします。

多くの奨学金は、「この大学から申し込むことができる人数」が決まっています。人数が決まっている奨学金は、大学が書類を見て申し込みができる人を選びます。選ばれた人だけに案内します。



▼留学生対象の奨学金（例）

奨学金募集時期等	奨学金名称・財団名	金額
4～5月頃 ※今年度4月開始	JEES留学生奨学金（修学）	月額4万円
4～6月頃 ※今年度10月開始	横山国際奨学財団 私費留學奨学生	月額3万円
7～9月頃 ※翌年度分	財団法人 市原国際奨学財団	月額5万円
8～9月頃 ※翌年度分	ロータリー米山記念奨学会	月額10万円
9～10月頃 ※翌年度分	財団法人 平和中島財団	月額10万円
10～11月頃 ※翌年度分	JEES豊田通商留学生奨学金	月額5万円
2～3月頃 ※翌年度分	公益財団法人 大幸財団 留學育英奨学生	年額48万円
2～3月頃 ※翌年度分	公益財団法人 SGH 私費外国人留学生奨学生	月額10万円

※上の表は、2025年度のもので。2026年度の募集があるかはわかりません。



学費を期限までに払わなかった人は、奨学金に申し込みできません。

奨学金に選ばれるためのルール

1) 対象者・・・「経済的に困っている人」で、以下を満たす人

- ① 学費を納付期限までに払っていること
- ② 大学や日本のルールを守っていること、警察から罰を受けていないこと
- ③ 成績が悪いことで「留年」をしていないこと
- ④ 他の奨学金をもらっていないこと

2) 審査基準・・・成績※ がいい人から順番に選びます。

成績は、取っている単位の数（量）と成績の評価（質）の両方で評価する。

※ 成績・・・2・3年生は前年度、4年生は過年度（1年次～3年次）すべてを対象とする。

前年度の成績がない1年生は、原則対象外。

休学などで前年度の成績がない人は、その前の一番新しい成績を対象とする。

3) 選考基準・・・

a. 原則、成績のランク（成績評価係数）「Ⅲ」より上で、取った単位数のランク（単位修得数）も「Ⅲ」より上の人

※ 奨学金の財団から別のルールが決められているときは、そのルールを守ります。

b. 選ばれる人の順番（推薦順位）

a. で同じ成績の人が2人より多くいた場合、順位をつけます。

- ① 学費減免率が高い順
- ② 学費減免率が同じ時は、GPAが高い順
- ③ GPAが同じ時は、以下の点を見ます。

- ・ 勉強を特別頑張っている人（卒業に必要な単位以外の単位数、日本語能力試験N1を持っているなど）
- ・ ボランティア（地域活動）や大学イベントを頑張っている人（学内活動、社会貢献活動、地域活動など）
- ・ 書類を期限までに出不さない人は順位が下がります。
- ・ その他

c. 同じ時期にたくさんの奨学金があるときは、成績がいい学生から一番条件がいい奨学金を紹介します。

d. 留学生宿舎に入居している場合、宿舎に入居していない学生を優先する場合があります。



奨学金を止めます

- 学費を期限までに払わなかったとき
- 理由なく期限までに在籍確認をしなかったとき
- 大学や財団に提出するものを期限までに提出しなかったとき
- 大学に報告なく、海外に行ったとき
- 財団の集まりに連絡なく欠席したとき
- その他、奨学金をもらう人として悪いことをしたとき

7. 住まい

アパート

■ 大学の指定アパート

入居者は、日本福祉大学の学生だけ。「通学定期」のお金を助けてくれます。



大学指定アパート
ホームページ

■ 留学生向け宿舎

宿舎を運営する団体から募集があったら、nfu.jp 掲示板やメールでお知らせします。

▼これまでに募集があった宿舎

- ・国際留学生会館（名古屋市港区）
- ・日本ガイシインターナショナルハウス（名古屋市天白区）



国際留学生会館
ホームページ



インターナショナルハウス
ホームページ



- 大家さんとの約束を守ってください。ルールを守らないときは、たくさんお金を払ったり、家を出たりしないといけません。（勝手に他の人を住まわせない。動物を勝手に飼わない。部屋のものを壊さない。）
- 家賃は決められた日までに払ってください。
- アパートは、みなさんのものではありません。「かりているもの」です。引っ越しをするときは、最初と同じきれいな状態に戻してください。

留学生住宅総合補償（留補償）

日本でアパートを借りる時は、「連帯保証人」が必要です。

連帯保証人は、日本に住んでいる親族や友人、知人をお願いしてください。日本に知り合いがいないうちは、大学が保証人になることもできます。大学に保証人になってほしいときは、相談に来てください。

条件…「留学生住宅総合補償（留補償）」に入らなければいけません。

お金…1年間で4,000円、2年間で8,000円

引っ越しをしたときの手続き

□ 大学ですること

- ① 「nfu.jp-個人設定」で住所変更する
- ② 大学窓口に行く（「在留カード」を持っていく）

□ 市役所・区役所ですること

注意：引っ越してから14日以内に行ってください。

※同じ市区町村に引っ越すとき：転居届を出す。

※別の市区町村に引っ越すとき：転出届（今住んでいる市役所）と転入届（新しい引っ越し先の市役所）を出す。

□ その他（忘れずにやること）

郵便局に「転居届」を出してください。前の住所に届く手紙を、新しい住所に送ってくれます。

銀行、スマホの会社など、登録している住所を新しい住所に変えてください。

引っ越すときのチェックリスト

- ☐ 1ヶ月前までに、大家さんや不動産屋に「アパート出ます」と言う。いつアパートを出るか、日にちを決めます。
- ☐ 電気・水道・ガスを止めることをそれぞれの会社に連絡する。
- ☐ 部屋をきれいにそうじする。ごみは決まった日に決まった場所に捨てる。
注意：道などに勝手に捨ててはいけません。犯罪です。
- ☐ アパートを出る日に大家さんや不動産屋さんと一緒に部屋の中を見てもらう。
注意：部屋が汚れていたり、壊れていたりするときは、修理のお金を払わなければいけません。
- ☐ 大学や市役所に行って、住所を変える手続きをする。

帰国するときには…

- ☐ マイナンバー、通知カード、国民年金手帳を市役所に返す。
- ☐ 帰国する1か月前までに、国民健康保険をやめます。保険証を市役所に返す。
- ☐ 携帯や銀行、クレジットカードをやめる手続きをする。
注意：手続きをしないと、国へ帰った後もずっとお金を払わなければいけません。
- ☐ 飛行機に乗る前に、空港で在留カードを返す。

<参考>外国人留学生の地域生活にかかわる情報

■愛知生活便利帳（公益財団法人 愛知県国際交流協会）

言語：日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語

内容：在留手続き、保険、医療、教育、仕事、税金、各種相談窓口など

<http://www2.aia.pref.aichi.jp/sodan/j/benricho/index.html>



愛知県生活便利帳

■名古屋市生活ガイド（名古屋市）

言語：日本語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語、ルビ付き日本語

内容：外国人市民の日常生活に役立つ情報を多言語で記載

<http://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000029846.html>



名古屋生活ガイド

8. その他

マイナンバーカード

マイナンバーは、みなさんの情報が1つにまとまって登録^{とうろく}しています。役所の手続き、アルバイトの給料、保険などで使います。とても大事なカードです。なくさないように保管^{ほかん}してください。

こくみんけんこうほけん 国民健康保険

日本で3か月以上住む人は、「国民健康保険」に入らなければいけません。

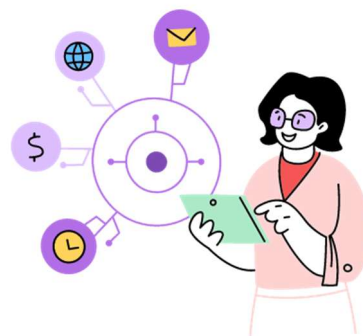
病院で保険証を出すと、払うお金が30%（3割）になります。去年のあるバイトのお金が少ないときは、払うお金を安くしてくれます。安くしたいときは、市役所で「所得の申告（いくら稼いだかを伝えること）」をしてください。分からないときは、市役所に聞いてください。

こくみんねんきん 国民年金

日本に住んでいる20歳以上の人は、全員入ることになっています。

→お金を払えないときは？【学生納付特例制度^{のうふとくれいせいど}】

お金を払うことが難しい人は、「学生納付特例」の手続きをしてください。手続きをすれば、学校に通っている間は、お金を払わなくてよくなります。



日本福祉大学外国人留学生の学生処分に係る細則

（目的）

第 1 条 この細則は、外国人留学生の学生処分に關し、「日本福祉大学学則」、「日本福祉大学学生処分に關する規程」（以下、「学生処分規程」とする）及び「日本福祉大学通学課程の学生処分に係る細則」に規定する、事件又は事故を起こした学生に対する、退学・停学・訓告の処分及び注意指導等の措置の決定に係る手続きに加えて、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）を遵守し、当初の入学目的を達すべく学業に専念するよう指導を徹底するとともに、改善の見込みのない場合は、「外国人留学生の適切な受け入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」により、教育機関として求められる適切な措置を講ずることを目的とする。

（処分の定義）

第 2 条 この細則において「処分」とは、外国人留学生が、出入国管理及び難民認定法の遵守と学業専念の義務に違反した場合に、学生処分規程第 4 条の 2 及び第 5 条の 3 に基づき大学として下す退学処分及び停学処分をいう。

（停学）

第 3 条 学生処分に關する規程第 5 条の 3 に規定する外国人留学生に關する停学事由は次の各号のとおりとする。

- (1) 正当な理由がなく、大学からの定時の在学確認に応答しない状況となつてから 1 ヶ月を超えた場合。
- (2) 所在不明となつてから 1 ヶ月を超えた場合。
- (3) 「資格外活動許可」を未取得での就労や、許可の範囲を超えた内容または時間数での就労が明らかになり、学生指導を受けた後も改善が見られない場合。

（退学）

第 4 条 学生処分に關する規程第 4 条の 2 に規定する外国人留学生に關する退学事由は次の各号のとおりとする。

- (1) 正当な理由がなく、大学からの定時の在学確認に応答しない状況となつてから 3 ヶ月を超えた場合。
- (2) 所在不明となつてから 3 ヶ月を超えた場合。
- (3) 正当な理由がなく、前期または後期の履修登録を怠つたことにより、当該学期の学業継続が、不可能になることが確定した場合。
- (4) 正当な理由がなく、長期欠席が 3 ヶ月を超えた場合。

（処分の手続き）

第 5 条 処分は以下の手続きを経て決定する。処分の決定は、事件・事故等の状況の公正かつ客観的な把握を踏まえて行うこととする。また、当該学生の在学の意思を考慮し、十全な指導を行うこととする。

- (1) 学生支援の所管事務課室又は第 1 次対応者が、警察や出入国在留管理局等必要な機関に対して連絡を取り、正確かつ客観的な状況を把握する。
- (2) 所在が確認できない場合を除き、当該学生の面接を行い、問題となる状況の経過を把握する。当該学生を指導し、「経過報告・反省文」を提出させる。面接及び指導は、担当の職員又は当該学生の所属学部の学生委員と担当の職員による、複数の人員にて行う。なお、所在が確認できない場合は、所管事務課室が経過報告を作成する。

- (3) 問題となる状況の経過、当該学生の「経過報告・反省文」に基づき、学生部長が処分基本方針を決定する。

(4) 所在が確認できない場合を除き、処分基本方針に基づいて、担当の学生委員と職員が当該学生を面接する。「経過報告・反省文」により、当該学生に対し、問題となる状況を起こした要因及び原因と学生生活に係る問題を反省・考察させる。当該学生の反省・考察が不十分である場合は、課題を与え、反省文を再提出させる。

(5) 再提出された「反省文」に基づき、担当の学生委員と学生支援の所管事務室の管理職が処分方針原案を検討し、学生部長にこれを提起する。

(6) 処分方針原案を学生委員会に提案し、学部委員会に提案する処分方針案を審議・確認する。

(7) 学部委員会が処分方針案を確認し、学部教授会に提案し、学部の処分方針案を確認する。

(8) 学部が確認した処分方針案に基づき、学部長と学生部長が学長に報告・進達し、学長が処分を決定する。

(9) 当該学生に決定した処分を通告する。学則に基づく処分の通告は、所在が確認できない場合を除き、当該学部長が、学生部長・担当学生委員・学生支援の所管事務室の立会いのもとで行う。なお、学則に基づく処分については、当該学生の保証人にも通知する。また、未成年者や特に必要と判断される場合は、保証人を呼び出し学生部長から処分内容を説明する。

(10) 学則に基づく「退学処分」は、当該学生の氏名等を伏したうえで「公示」する。

(11) 処分後についても、当該学生に対して速やかな帰国等の必要な指導を行う。

2 処分決定の手続きについて、以下の特則を設ける。

- (1) 事件又は事故の事案の認知が当該学生の卒業年度の 1 月以降の場合、その他、処分決定の手続きについて緊急を要する場合は、副学長（教学担当）および学生部長、当該学部長の協議による提起に基づき、学部委員会がすみやかに処分方針案を確認し、学長がこれを決定する。その後に、学部委員会は、学部教授会に処分実施を報告する。

(2) 当該学生が刑事施設収容中の場合は、その見通しを顧問弁護士と相談のうえ、処分手続きを決定する。

（本細則の所管課室）

第 6 条 本細則の所管課は、学生課とする。

（本細則の改廃）

第 7 条 本細則の改廃は、全学学生委員会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

附 則

- 1 本細則は、2020 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 本細則は、2024 年 4 月 1 日より一部改正施行する。